

指名停止措置状況

【物品の購入等】

No.	業 者 名	登録代理人	住 所	指名停止の期間	指名停止の理由
1	パナソニックEWエンジニアリング株式会社	東京本部	東京都港区東新橋一丁目5番1号	R7.4.16 ~ R7.6.15	当該業者は、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたほか、主任技術者等として工事現場に配置していたことが確認された。 このことが、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当すると認められ、地方整備局から建設業法第28条第3項に基づく営業の停止命令を受けたため。
2	パナソニック産機システムズ株式会社	空調事業本部	東京都墨田区押上一丁目1番2号	R7.4.16 ~ R7.6.15	当該業者は、資格要件を満たさない者を主任技術者等として工事現場に配置していたことが確認された。 このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められ、地方整備局から建設業法第28条第3項に基づく営業の停止命令を受けたため。
3	新明和工業株式会社	特装車事業部 営業本部 関東支店	埼玉県さいたま市北区宮原町2-41-12	R7.4.16 ~ R7.8.15	機械式駐車装置の設置工事に関し、連絡を取り合って供給予定者を決定し、それ以外の者は供給予定者が供給できるように協力する調整を行うなど、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年3月24日、公正取引委員会から排除措置命令を受けたため。
4	日本美装株式会社	本店	埼玉県さいたま市浦和区常盤九丁目14番6	R7.5.2 ~ R7.7.1	当該業者の元取締役兼経理部長が業務上横領の容疑により、令和6年9月5日に逮捕、起訴されたため。
5	日興サービス株式会社	本店	埼玉県戸田市笹目北町14番地19	R7.6.3 ~ R7.8.2	令和6年2月27日、同社本社工場長は、同社所在の同工場の労働者の安全管理等を行うべきところ、必要な措置を講じなかったことにより、同社本社工場内において、同社社員の操縦するフォークリフトが横転し、当該社員が同フォークリフトに下敷きになり、死亡する事故が発生した。この事故につき、令和7年2月25日、当該業者が労働安全衛生法違反によりさいたま簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。 このことは、契約の相手方として不適当であると認められるため。
6	極東開発工業株式会社	埼玉営業所	埼玉県さいたま市北区東大成町2-299-1	R7.10.16 ~ R8.2.15	特定特装車製品の販売価格等に関して情報交換を行い、特定特装車製品の販売価格を引き上げる旨を合意し、販売価格をおおむね引き上げていたことは、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして、令和7年9月24日、公正取引委員会から排除措置命令を受けたため。
7	新明和工業株式会社	特装車事業部 営業本部 関東支店	埼玉県さいたま市北区宮原町2-41-12	R7.10.16 ~ R7.12.15	特定特装車製品の販売価格等に関して情報交換を行い、特定特装車製品の販売価格を引き上げる旨を合意し、販売価格をおおむね引き上げていたことは、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして、令和7年9月24日、公正取引委員会から課徴金減免制度の適用を受けた違反事業者として公表されたため。